

**令和7年度**

**「重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業」**

**実施報告書**

# 目次

1. はじめに
2. 事業の目的及び概要
3. 実施内容

# 1. はじめに

- 重複・多剤服薬者の対策は、国民健康保険の保険者が被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を図る上で重要な課題であり、都における重複・多剤服薬者対策の実施自治体数は、令和5年度時点で46自治体である。（令和6年度保険者努力支援制度（取組評価分）ベース）
- 区市町村における重複・多剤服薬者対策では、重複投与者・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報通知や個別訪問指導などの取組が実施されている。
- 保健指導は、民間事業者（保健師等）への委託により実施されることが多くなっているが、服薬指導の実施に当たっては、処方薬全体を把握するとともに、医師との調整等が必要な場合が多く、より効果的な事業実施のためには、薬剤師とも連携・協働した取組が有用と考えられる。
- そのため、都では令和2年度から令和4年度まで都薬剤師会と連携したモデル事業を実施した。モデル事業では、都が指定したモデル自治体において地区薬剤師会と連携した重複・多剤服薬者に対する服薬指導の取組が推進された。
- 一方で、他の区市町村においても、モデル事業とは連携体制等が異なるものの、地区医師会・地区薬剤師会と連携した取組が見られる。また、服薬指導以外の取組においても薬剤師と連携することにより、区市町村における重複・多剤服薬者対策をより効果的に実施することが可能である。
- そこで都は、東京都薬剤師会と連携し、令和5年度から「重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業」を開始し、モデル事業の形態（地区薬剤師会への服薬指導の委託）に限定せず、区市町村における薬剤師と連携した重複・多剤服薬者対策を推進することとした。
- 本事業は、令和5年度から令和7年度までの3か年度の事業であり、今年度が最終年度である。

## 2. 事業の目的及び事業概要

### 事業の目的

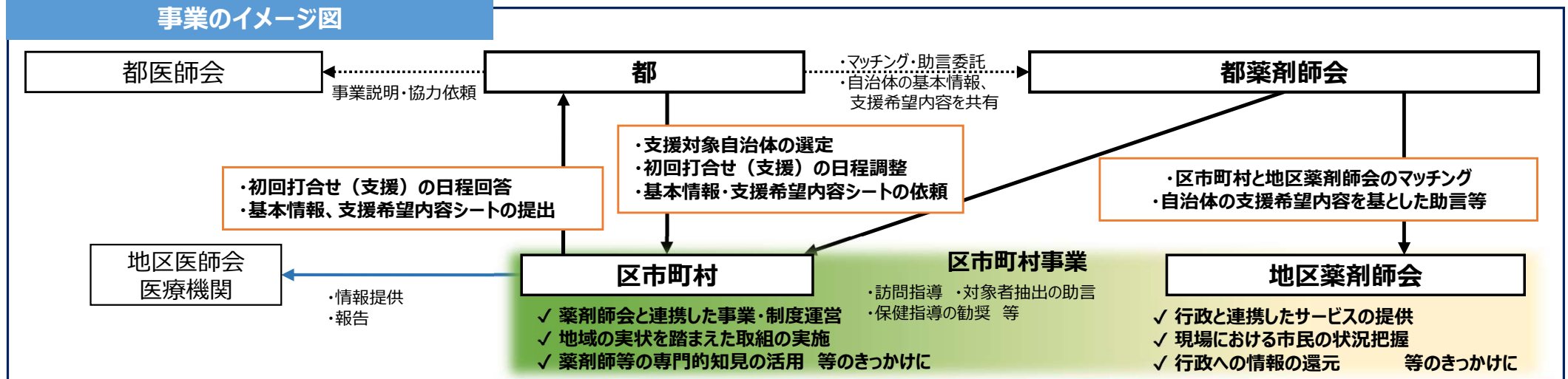
区市町村と地区薬剤師会が連携して重複・多剤服薬者対策に係る事業を実施することを支援し、区市町村が地域の状況に応じて効果的な取組を実施できるようにすることで、被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進する。

### 事業概要・スキーム等

○各区市町村が地域の状況に応じて地区薬剤師会と連携して事業を実施・展開できるよう、都薬剤師会と、マッチングや助言等の支援を行う。

- 地区薬剤師会との事業連携に向けた事前相談
- 重複・多剤服薬者の抽出基準の設定に係る相談・助言
- 服薬情報通知の作成に係る相談・助言
- 疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方についての相談（複数の医療機関を受診し向精神薬や睡眠薬の処方を受けている場合等）等

### 事業のイメージ図



### R7スケジュール

	3月	～	4月	5月	6月～12月	1月～3月
都・薬剤師会	3月内示・4月決定			説明会	支援対象自治体への支援（都薬剤師会・地区薬剤師会による助言等） ※初回の打合せは5月から7月の間までに実施する	報告書作成
区市町村	重複・多剤服薬者対策（事業実施・検討）					

# 支援実施自治体（連携地区薬剤師会）一覧

## 令和5年度（4区市）

- ・中央区（京橋薬剤師会 日本橋薬剤師会）
- ・渋谷区（渋谷区薬剤師会）
- ・北区（北区薬剤師会）
- ・八王子市（八王子薬剤師会）

※上記4区市への支援に加え、4区市に対して令和6年度に向けた事前調整を実施

## 令和6年度（21区市町村 うち新規19）

- 新規** ・千代田区（千代田区薬剤師会）
- 新規** ・台東区（浅草薬剤師会 下谷薬剤師会）
- 新規** ・江東区（江東区薬剤師会）
- 新規** ・目黒区（目黒区薬剤師会）
- 新規** ・杉並区（杉並区薬剤師会）
- ・北区（北区薬剤師会）
- 新規** ・葛飾区（葛飾区薬剤師会）
- ・八王子市（八王子薬剤師会）
- 新規** ・立川市（立川市薬剤師会）
- 新規** ・武蔵野市（武蔵野市薬剤師会）
- 新規** ・府中市（府中市薬剤師会）
- 新規** ・調布市（調布市薬剤師会）
- 新規** ・小金井市（小金井市薬剤師会）
- 新規** ・小平市（小平市薬剤師会）
- 新規** ・日野市（南多摩薬剤師会日野支部）
- 新規** ・武蔵村山市（武蔵村山市薬剤師会）
- 新規** ・多摩市（南多摩薬剤師会多摩支部）
- 新規** ・西東京市（西東京市薬剤師会）
- 新規** ・瑞穂町（西多摩薬剤師会瑞穂支部）
- 新規** ・日の出町（西多摩薬剤師会あきる野支部）
- 新規** ・檜原村（西多摩薬剤師会あきる野支部）

# 支援実施自治体（連携地区薬剤師会）一覧

## 令和7年度（20区市町村 うち新規20）

- 新規 ・ 港区 （港区薬剤師会）
  - 新規 ・ 新宿区 （新宿区薬剤師会）
  - 新規 ・ 世田谷区 （世田谷薬剤師会 玉川砦薬剤師会）
  - 新規 ・ 三鷹市 （三鷹市薬剤師会）
  - 新規 ・ 青梅市 （青梅市薬剤師会）
  - 新規 ・ 福生市 （西多摩薬剤師会）
  - 新規 ・ 羽村市 （羽村市薬剤師会）
  - 新規 ・ あきる野市 （西多摩薬剤師会）
  - 新規 ・ 稲城市 （南多摩薬剤師会）
  - 新規 ・ 国立市 （国立市薬剤師会）
  - 新規 ・ 東村山市 （東村山市薬剤師会）
  - 新規 ・ 東久留米市 （西部薬剤師会）
  - 新規 ・ 利島村
  - 新規 ・ 神津島村
  - 新規 ・ 八丈町
  - 新規 ・ 青ヶ島村
  - 新規 ・ 新島村
  - 新規 ・ 三宅村
  - 新規 ・ 御蔵島村
  - 新規 ・ 大島町
- （東京都薬剤師会）

### 3. 令和7年度実施内容（概要）

#### ○区市町村と都薬剤師会及び地区薬剤師会との打合せ状況

打合せ回数	区市町村数
年1回	15
年2回	4
年3回	0
年4回以上	0

<打合せ回数に応じた概要>

- 年1回：港区、新宿区、世田谷区、三鷹市、青梅市、あきる野市、稲城市、東久留米市、利島村、神津島村、八丈島、青ヶ島村、三宅村、御蔵島村、新島村、大島町
- 年2回：福生市、羽村市、国立市、東村山市

#### ○打合せにおける助言状況

助言内容	区市町村数
重複・多剤服薬者対策の対象者抽出の助言	5地区
服薬情報通知に関する助言	9地区
服薬指導に関する助言	6地区
取組の効果検証方法への助言	2地区
疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方への助言	0地区
地区医師会との連携への関与	2地区
その他の内容に関する助言	3地区

<その他の内容>次年度計画、他地区の取組事例、薬局間情報共有や不審情報の国保との共有方法

## 3. 令和7年度実施内容（詳細）

### 重複・多剤服薬者対策の対象者抽出の助言事例

- ・地域によって疾病構造や患者分布は様々であり、抽出基準も自治体によって大きく異なっていた。
- ・重複の基準を「4か月以内に2医療機関以上からの処方」、「同種同効薬の重複」を条件に抽出し年間200名程度の患者に通知していたが、保健指導に繋がる件数が極めて少なかった。このため、アレルギー薬などやむを得ず重複してしまうケースを除外し、より介入が必要な対象者に焦点を当てることができるよう、基準を見直すこととした。これにより、次年度以降は抽出精度の向上が期待される。
- ・多剤の抽出基準を「同一月に10剤以上の薬剤の処方」としていたが、本来、必要と思われる処方も多く抽出されてしまうことから抽出基準の再考を提案。見直しの結果、指導対象となる患者を効率的に抽出できるようになった。

### 服薬情報通知に関する助言事例

- ・服薬情報通知が届いた際は、かかりつけ医や薬局に相談するよう自治体の広報誌等で啓発していたが、服薬情報通知書やジェネリック医薬品利用差額通知書にも、重複・多剤服薬に関する情報とともに「薬を調剤してもらった薬局に相談するように」との案内を明記するよう助言した。
- ・通知書に「お薬手帳を持ってかかりつけ薬局へ相談」する旨が記載されていたが、通知を受けた患者の薬局への相談行動は把握されておらず通知の効果が不明であった事例については、医薬品名リスト横に「残薬」欄を設けて残薬のチェックを促すとともに、薬局では残薬の持ち込みに対応できる旨や薬局で提供可能なサービス（重複チェック、薬の一包化等）を明記することを提案。患者が薬局へ相談しやすい環境を整備した。また、地域の薬局に事業の趣旨を説明する文書を配布し、受入態勢の構築も進めた。
- ・薬局のみならず、地域の病院や診療所にも事業に関する説明文書を配布するとともに、地域イベント等で相談窓口を設けるなどにより、取組の周知をさらに拡げていくことを提案した。

## 3. 令和7年度実施内容（詳細）

### 服薬指導に関する助言事例

- ・支援前は自治体の保健師や委託業者の薬剤師等が服薬指導を担っていた。それでは服薬状況や背景等が判らず、適切な指導が難しいため、調剤した薬局に相談するよう勧めることを提案。また、自治体の保健師等からも調剤した薬局の薬剤師に遠慮なく相談するよう助言した。
- ・委託業者に薬剤師がおらず、管内の薬局も会員薬局の割合が半数程度であり、患者にとって普段利用していない薬局へ相談に行くには心理的抵抗が大きいと思われる地域に対して、自治体を通じ会員外の薬局へ事業周知と協力を依頼するとともに、患者相談に効率的に応じられるよう、個別面談の時間設定などの方法を提案した。これにより次年度から薬剤師会への事業委託による保健指導実施を前提とした予算計上が検討され、専門家による服薬指導実施への道が開かれた。

### 取組の効果検証方法への助言事例

- ・服薬情報通知に基づく相談件数を把握していなかった薬剤師会において、会員薬局に対し、通知を受け取った患者が相談に来局したか否かアンケート調査を提案。調査の結果、対象者の来局相談を受けた会員薬局は5%しかなかったことが判った。
- ・通知者数と保健指導実施件数のみを把握し、通知を受け取った患者が薬局へ相談に行ったか否か等の行動変容や処方改善、残薬減少等のアウトカムが評価されていなかった地域について、薬局が通知を受けた患者から相談を受けた際に自治体へフィードバックする仕組みの構築を提案。また、自治体から問題がありそうな事例を匿名化して薬剤師会に情報提供し次年度以降のアプローチを協議することも検討してはどうか助言した。その結果、年度内に3例の匿名事例が薬剤師会に情報提供されて専門的評価が行われた。次年度以降は、薬局から自治体へのフィードバック体制の構築にも取り組むこととなり、通知後の患者行動と介入効果が追跡できる枠組みが整いつつある。

## 3. 令和7年度実施内容（詳細）

### 疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方への助言事例

- ・睡眠導入薬等に係る事例に対しては、手紙投函や電話対応等を試みているが、ほとんど回答がなく困惑しているといった声や、故意に多剤服用していると疑われる事例が多いが判断が難しいとの意見が聞かれた。悪質と思われる場合は会員薬局間や医師会等と情報共有するほか、医療機関や保険者等との関係者ミーティングに薬剤師も参画し、協議検討を行うことを提案した。
- ・自治体と連携し、指導対象者抽出の際に向精神薬や睡眠薬等の優先順位を再検討するとともに、特定薬剤の多剤併用や長期処方に焦点を当てた重点的アプローチ等についても協議検討してみてもどうか。このように自治体のデータに基づく介入であることが、医師との協議を円滑にし処方適正化の推進に繋がることが期待できる旨、助言した。

### 地区医師会との連携への関与事例

- ・自治体が重複多剤対策事業の状況を処方医と共有している事例はあったが、医師会との連携が図られていた自治体はほとんどなかった。  
本事業に薬剤師会が関与するようになったことにより、医師会や歯科医師会を含めた三師会と自治体との協議の場が設けられるようになり、連携協力推進の契機となった。
- ・医師会へ重複多剤対策事業の文書を送付していても特段のリアクションがない自治体において、今後、事業を進めるうえで医師との連携は不可欠であることから、市長と三師会会長との懇談会の場で薬剤師会から事業説明し、理解・協力をお願いしてみる旨、提案した。  
これを受け、自治体としても、医師会へ事業説明し連携体制構築に向けて動き出す意向を示した。

## 3. 令和7年度実施内容（詳細）

### 島しょ地域への町村への助言事例

- ・島しょ地域については地区薬剤師会が組織されていないことから、Webによる打合せ会議を開催し、東京都薬剤師会から、本土薬局との連携・情報共有体制の整備、地域医療資源や人員配置を踏まえた対象者抽出基準の設定、意向確認書やチェックリストの裏面を活用した情報収集例等を紹介するとともに、残薬の活用方法、減薬相談への対応促進など、重複多剤服用者対策への取組を促した。
- ・島しょ地域は医療機関が少なく、該当する患者は多くないと考えられるが、重複多剤服用は副作用リスクが高いことから、自治体職員によるレセプト確認や保健師の個別訪問等で該当者を発見した場合に適切に対応できるよう、次のような助言を行った。
  - 該当者と調剤を行った薬局を自治体職員が橋渡しし、服薬状況等を薬剤師に直接相談できる環境を作る。
  - 島内に薬局がなく、本土の薬局へ処方箋を送付して郵送等で薬剤を受け取っているようなケースでは、本土の薬局からオンライン服薬指導を受けられる環境を整備する。
  - オンライン服薬指導に必要なICT機器を有していない住民に対しては、町村役場等の公共の場にオンライン服薬指導を受けられるブースを設置するなどの対応が考えられる。
  - その他、住民に対する重複多剤服薬者対策全般については疑問や質問がある場合には、東京都薬剤師会を窓口として相談することも可能である。
- ・以上を踏まえ、島しょ地域については、今後も引き続き、東京都薬剤師会が窓口となって必要な関与を行い支援していくこととした。

### 3. 令和7年度実施内容（総括）

#### まとめ

- 令和5年度以降は、モデル自治体以外の区市町村を含め、各自治体が地区薬剤師会との連携の下、地域の実情に応じた事業を展開していくことを目的に3カ年事業として実施した「重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業」の最終年度である。
- 令和6年度までの2年間で、薬剤師会との連携が十分に図られていない25自治体26地区に対し、地区薬剤師会とのマッチングや事業への助言等の支援を行った。また、令和7年度は新たに12区市に加え、地域薬剤師会が組織されていない島しょ地域8町村に対し東京都薬剤師会がWebによる説明会を開催して支援を行い、事業理解の拡大と情報共有・連携を図った。
- すでに薬剤師会との連携の下、重複・多剤事業を実施している地区に対しては、より効果的な事業展開に向けた課題や事業効果の検証等に関する相談に応じ、事業の一層の拡充を支援した。
- 今後は、自治体ごとに事業を進めるだけでなく、たとえば二次医療圏単位で連絡会等を開催して情報交換を行うなど、広域的対応を図っていくことが必要と思われる。
- また、疑義がある向精神薬処方に関しては治療目的を逸脱した入手も懸念されるところであり、薬剤師・医師の尽力に加え、レセプト情報を活用するなど関係機関が連携して情報を共有し、多角的な対応を図っていく体制の構築が強く望まれる。
- 重複多剤服薬者対策事業は、医療費適正化はもとより、都民に安心かつ安全な薬物療法を提供する上でも重要な取組であり、薬剤師が関与することで一層の患者サービス向上が期待できる。今後、より多くの地域において連携事業が展開されるよう、引き続き支援を行っていく。